

回答書

令和8年3月3日

福島県商工労働部産業人材育成課長

No	質問事項	内容 【回答】
1	体験型イベントの開催時期について	体験型イベントの開催時期はいつ頃になるか。 【回答】 令和7年度の体験型イベントは10月25日に開催しており、令和8年度も同時期の実施を計画しているところです。
2	体験型イベントの会場について	体験型イベントの会場は、どのくらいの範囲を使用することができるか。 【回答】 会場の所有者と協議のうえ、イベント会場の使用範囲を決定します。